

垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年4月24日

垂井町長 早野 博文

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月16日、全国に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されるとともに、岐阜県は特定警戒都道府県に指定されました。

これを受け、垂井町は、垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、岐阜県からの要請に合わせ、下記事項について、皆さまにご協力をお願いすることと決定いたしました。

- 1 町民の皆様におかれましては、徹底した外出自粛へのご協力をお願いします。
- 2 事業者の皆様におかれましては、施設の使用停止及び催物の開催の停止へのご協力をお願いします。

なお、垂井町又は町が事務局を有する団体が主催する、イベント・行事は、引き続き5月6日まで中止又は延期とし、施設の利用についても、中止といたします。

また、小・中学校、幼稚園・保育園・こども園、留守家庭児童教室については、臨時休業・休止を5月31日まで延長いたします。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。